

第 10 期横浜町分別収集計画

令和 4 年 6 月

横 浜 町

横 浜 町 分 別 収 集 計 画

令和4年6月8日

1 計画策定の意義

快適でうるおいのある生活環境の創造のためには、大量生産、大量消費、大量廃棄に支えられた社会経済・ライフスタイルを見直し、循環型社会を形成していく必要がある。そのためには、社会を構成する主体がそれぞれの立場でその役割を認識し、履行していくことが重要である。

当町の最終処分場は平成28年度末で閉鎖予定のところ、10年間の延長となっており、次の候補地選定が喫緊の課題となっている。

本計画はこのような状況のなか、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「法」という。）第8条に基づいて一般廃棄物の大宗を占める容器包装廃棄物を分別収集し、及び地域における容器包装廃棄物の3R（リデュース・リユース・リサイクル）を推進し、最終処分量の削減を図る目的で、町民・事業者・行政がそれぞれの役割や、具体的な推進方策を明らかにするとともに、これを公表することにより、すべての関係者が一体となって取り組むべき方針を示したものである。

本計画の推進により、容器包装廃棄物の3Rを推進することによって、廃棄物の減量や最終処分場の延命化、温室効果ガスの削減、資源の有効利用が図られ、循環型社会の形成が図られるものである。

2 基本的方向

本計画を実施するに当たっての基本的方向を以下に示す。

- ①容器包装廃棄物の発生抑制、再使用、リサイクルを基本とした地域社会づくり
- ②関係者が一体となった取組による環境負荷の低減
- ③町民・事業者参加型の取り組みの展開
- ④循環型廃棄物処理施設づくり

3 計画期間

本計画期間は令和5年度から令和9年度までの5年間とし、3年ごとに見直されることになっていることから、次期見直しは令和7年度に行う予定とする。

4 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色、茶色、その他の3色に分別）、飲料用紙製容器、段ボール、ペットボトルを対象とする。

5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み（法第8条第2項第1号）

	R 5年度	R 6年度	R 7年度	R 8年度	R 9年度
容器包装廃棄物	118.18 t	116.14 t	114.05 t	112.06 t	110.08 t

6 容器包装廃棄物の排出の抑制の促進するための方策に関する事項

(法第8条第2項第2号)

容器包装廃棄物の排出の抑制の促進を図るため、以下の方策を実施する。

なお、実施に当たっては町民、事業者、再生業者等がそれぞれの立場から役割を分担し、相互に協力・連携を図ることが重要である。

分別収集の実施に当たり、アンケート調査を行う等により町民、事業者のごみ処理に対する意識を把握する。

・環境教育、啓発活動の充実

学校や地域社会の場における副読本等を活用した環境教育、学校給食における牛乳パックの回収・リサイクルの取り組みやごみ処理施設の見学会などあらゆる機会を活用し、町民、事業者に対して、ごみ排出量の増大、最終処分場のひっ迫、ごみ処理に要する経費の急増等ごみ処理の状況についての情報を提供し、認識を深めてもらう。

さらに、ごみの排出抑制、分別排出、再生利用の意義及び効果、ごみの適切な出し方に関する教育啓発活動に積極的に取り組む。

・過剰包装の抑制

小売商店の過剰包装を抑制し、包装の簡易化を推進する。

・販売包装の有料化、買い物袋の持参の徹底

レジ袋等の容器包装の有料化、繰り返し使用が可能な買い物袋（マイバック）の持参の徹底等の普及啓発、指導等を行い、小売店での容器包装の使用の合理化を行う。

・リターナブル容器、再生資源を原材料として利用した製品の積極的な利用、販売の促進

7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分（法第8条第2項第3号）

最終処分場の残余容量、廃棄物処理施設の整備状況及び再商品化計画等を総合的に勘案し、分別収集をする容器包装廃棄物の種類を下表左欄のように定める。また、町民の協力度、収集機材、広域事務組合が所有する再生施設等を勘案し、収集に係る分別の区分は、下表右欄のとおりとする。

分別収集をする容器包装廃棄物の種類		収集に係る分別の区分
主としてスチール製の容器 主としてアルミ製の容器		缶
主としてガラス製の容器	無色のガラス製容器	ガラスびん
	茶色のガラス製容器	
	その他のガラス製容器	
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。）		飲料用紙パック
主として段ボール製の容器		段ボール
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料、しょうゆ等を充てんするためのもの		ペットボトル

8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み

(法第8条第2項第4号)

	令和5年度		令和6年度		令和7年度		令和8年度		令和9年度	
主としてスチール製の容器	14.01t		13.76t		13.43t		13.19t		12.96t	
主としてアルミ製の容器	15.97t		15.69t		15.42t		15.16t		14.89t	
無色のガラス製容器	(合計) 16.11t		(合計) 15.83t		(合計) 15.56t		(合計) 15.29t		(合計) 15.02t	
	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量
	12.28t	0t	12.07t	0t	11.86t	0t	11.65t	0t	11.45t	0t
茶色のガラス製の容器	(合計) 22.45t		(合計) 22.06t		(合計) 21.68t		(合計) 21.31t		(合計) 20.93t	
	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量
	19.68t	0t	19.33t	0t	19.00t	0t	18.67t	0t	18.34t	0t
その他のガラス製の容器	(合計) 6.96t		(合計) 6.84t		(合計) 6.72t		(合計) 6.61t		(合計) 6.49t	
	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量
	5.64t	0t	5.55t	0t	5.45t	0t	5.36t	0t	5.26t	0t
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの(原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。)	0.96t		0.95t		0.93t		0.91t		0.90t	
主として段ボール製の容器	29.19t		28.69t		28.20t		27.71t		27.21t	
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	(合計) t		(合計) t		(合計) t		(合計) t		(合計) t	
	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量
	t	0t	t	0t	t	0t	t	0t	t	0t
主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であって飲料又はしょうゆその他主務大臣が定める商品を充てんするためのもの	(合計) 12.53t		(合計) 12.31t		(合計) 12.10t		(合計) 11.89t		(合計) 11.68t	
	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量
	11.80t	0t	11.60t	0t	11.40t	0t	11.20t	0t	11.00t	0t
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの(うち白色トレイ)	(合計) t		(合計) t		(合計) t		(合計) t		(合計) t	
	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量
	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t
	(合計) t	(合計) t	(合計) t	(合計) t	(合計) t	(合計) t	(合計) t	(合計) t	(合計) t	(合計) t
(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	
t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	

9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

特定分別基準適合物等の量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み

＝直近年度（令和3年度）の分別基準適合物等の収集実績×人口変動率

また、人口変動率は、過去10年間の増減及び国立社会保障・人口問題研究所市区町村別将来推計人口生存率等による推計人口等を勘案し、次のとおり設定した。

令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
4,220人 (対前年度比) 98.3%	4,147人 (対前年度比) 98.3%	4,076人 (対前年度比) 98.3%	4,005人 (対前年度比) 98.3%	3,934人 (対前年度比) 98.2%

10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項（法第8条第2項第5号）

分別収集は、現行の収集体制を活用して行う。

なお、小・中学校PTA等による集団回収が行われているアルミ缶、紙類、プルタブ、ボトルキャップ等については、引き続きこれらの団体等が分別収集を実施することとする。

11 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（法第8条第2項第6号）

当面、町で収集する缶・ガラスびん・ペットボトルについては、北部上北広域事務組合の現有施設を利用する。

12 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

（法第8条第2項第7号）

- ・町民や事業者の意見や要望を反映させ、容器包装廃棄物の分別収集を円滑かつ効率的に進めていくため、町民や事業者、行政からの委員で構成する廃棄物減量等推進審議会の設置に努める。
- ・町内会のステーション回収を維持するため、ごみ収集施設整備事業補助金（半額補助・上限あり）により支援する。
- ・毎年度、分別収集計画記載事項の実績を確認、記録し、3年後の計画改定時には、その記録を基に事後評価を行うこととする。

基 礎 資 料

1. 推定人口

(単位:人)

令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
4,220	4,147	4,076	4,005	3,934

令和4年年4月1日現在の人口は4,291人

国立社会保障・人口問題研究所 日本の市区町村将来推計人口 市区町村別生存率データ、過去10年人口変動率等勘案推計

2. 令和3年度実績(クリーンペアはまなす・紙売買・事業所・集団回収の資源ごみ)(単位: t)

種 類	搬入量	割 合	備 考	引渡量	引渡率
スチール缶	年間	14.44	11.85% (搬入実績)		
アルミ缶	年間	16.47	13.51% (搬入+売買実績)		
カン類排出量 小計		30.91	25.36%		
無色ガラス	年間	16.61	13.63% (搬入実績)	12.66	76.22%
茶色ガラス	年間	23.15	19.00% (搬入+売買実績)	20.29	87.64%
その他ガラス	年間	7.18	5.89% (搬入+売買実績)	5.82	81.05%
ビン類排出量 小計		46.93	38.52%		
ペットボトル排出量	年間	12.92	10.60% (搬入+売買実績)	12.17	94.19%
段ボール排出量	年間	30.10	24.70% (搬入+売買実績)		
ペットボトル+段ボール 小計		43.02	35.30%		
牛乳パック排出量	年間	0.99	0.82% (売買実績)		
合 計		121.85	100.00%		

3. 容器包装廃棄物比率(計画作成資料P51の直近年度の収集実績を用いた算定方法を参考)ゴミの排出量、令和3年度実績と割合を算出し、1人当たりのゴミの排出量に人口と品目別の割合を乗じて算定

(排出見込みについては、上記推定人口に1人当たり28.005kgにより算出。)

(単位: t)

	令和5年人口		令和6年人口		令和7年人口		令和8年人口		令和9年人口	
	4220人		4217人		4218人		4216人		4215人	
	収集量	引渡率	収集量	引渡率	収集量	引渡率	収集量	引渡率	収集量	引渡率
スチール缶	14.01		13.76		13.43		13.19		12.96	
アルミ缶	15.97		15.69		15.42		15.16		14.89	
無色ガラス	16.11	12.28	15.83	12.07	15.56	11.86	15.29	11.65	15.02	11.45
茶色ガラス	22.45	19.68	22.06	19.33	21.68	19.00	21.31	18.67	20.93	18.34
その他ガラス	6.96	5.64	6.84	5.55	6.72	5.45	6.61	5.36	6.49	5.26
ペットボトル	12.53	11.80	12.31	11.60	12.10	11.40	11.89	11.20	11.68	11.00
段ボール	29.19		28.69		28.20		27.71		27.21	
紙パック	0.96		0.95		0.93		0.91		0.90	
計	118.18		116.14		114.05		112.06		110.08	

(収集量計算例3年の例)

令和3年10月1日現在人口121,850kg ÷ 4,351人 = 28.005kg (1人当たり)

cf スチール缶 28.005kg/1人 × 4,351人 × 11.85% = 14,439kg = 14.44 t

アルミ缶 28.005kg × 4,351人 × 13.51% = 16,462kg = 16.46 t

※引渡量は収集量 × 引渡率で計算した。